

中央区再犯防止推進計画策定委員会傍聴事務処理要領

6 中福地第 6 7 3 号

令和 6 年 7 月 1 日

(傍聴人の入場)

第 1 条 中央区再犯防止推進計画策定委員会の議事を傍聴しようとする者は、申出書に自己の氏名及び住所を記入し、委員長から傍聴券の交付を受け、事務局職員の指定する席に着かなければならない。

2 第 3 条本文に規定する定員を超える傍聴希望者がいる場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器その他人に危害を加えるおそれがあるものを携帯している者
- 二 酒気を帯びていると認められた者
- 三 異様な服装をしている者
- 四 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり類を携帯している者
- 五 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- 六 その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められた者

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴人の定員は、10 名とする。ただし、委員長は会場の規模等の特段の理由がある場合は、当該規模に応じて定員を設定することができる。

(議場への入場禁止)

第 4 条 傍聴人は、如何なる事由があっても議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 5 条 傍聴席にある者は、次の事項をしてはならない。

- 一 委員長の許可なく指定された傍聴席を移動すること。
- 二 写真、映画等を撮影し、又は議事を録音すること。
- 三 携帯電話やパーソナルコンピューター等情報通信機器を使用すること。
- 四 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- 五 容儀を乱し、又は談話すること。
- 六 飲酒し、又は喫煙すること。
- 七 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法で可否を表明すること。
- 八 騒ぎ立てる等議事を妨害すること。
- 九 その他議事の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること。

(係員の指示)

第6条 傍聴人は、すべての事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴人がこの規則に違反したときはこれを制止するとともに、その命令に従わないときは傍聴禁止を宣告し、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。